ホ　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下同じ。）別紙第９号書式（その３の２）（個人の場合）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）（法人の場合））又はこれの写し

ヘ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録の証明書又はこれの写し（建設コンサルタント業務の場合）、地質調査業者登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第718号）第２条による登録の証明書又はこれの写し（地質調査業務の場合）

［注］　申請者が公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）であるときは、イに掲げる書類、ロ及びニに掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄付行為を提出すること。

②　建設工事に係るもの（上記１の⑵）。なお、申請者が、国の建設工事の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格に係る申請書を国に提出し、国の一般競争（指名競争）参加資格を得ている者である場合は、国の有資格者であることを証明する資格審査結果通知書の写しを添付することにより、次のハに掲げる書類の添付を省略することができる。

イ　工事経歴書又は経営事項審査申請書に添付した工事経歴書の写し

ロ　建設業法第27条の27の規定による総合評定値通知書の写し

ハ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）（個人の場合）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）（法人の場合））又はこれの写し

［注］　申請者が公益法人であるときは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の２第２項の経営事項審査申請書に準ずる書類、規則第19条の３第１項各号に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄付行為を提出すること。

③　物品製造等に係るもの（上記１の⑶）。なお、申請者が、国の物品製造等の契約に係る申請書を国に提出し、国の一般競争（指名競争）参加資格を得ている者（以下「全省庁統一有資格者」という。）である場合においては、全省庁統一有資格者であることを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付することにより、次のロからニに掲げる書類の添付を省略することができる。

イ　営業経歴書（任意様式）

ロ　登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

ハ　財務諸表類（任意様式）

ニ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）（個人の場合）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）（法人の場合））又はこれの写し

⑶　申請書の受付場所

独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページに掲載している「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出の手引」に受付場所を明記

⑷　申請に関する照会先

独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページに掲載している「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出の手引」に照会先を明記

⑸　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

建設コンサルタント業務及び地質調査業務においては、次の⑴から⑸に掲げる者、建設工事においては、次の⑴から⑹に掲げる者、物品製造等においては、次の⑴から⑶に掲げる者が競争に参加することができないものとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者

⑵　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（添付書類を含む）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑶　次の①から⑨の一に該当すると認められる者（代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があった後２年を経過していない者

①　独立行政法人雇用・能力開発機構の役員又は職員に対する贈賄等、当機構の業務に関し刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者

②　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にした者

③　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

④　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑤　契約に関する調査に当たり虚偽の申出をした者

⑥　正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないことが明らかになり契約を解除された者

⑦　契約の履行につき不正行為があり契約を解除された者

⑧　契約の履行に関し、故意に独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の指揮監督に従わず契約を解除された者

⑨　契約書に定めた事項に違反した者又は正当な理由なくして契約の履行を契約当初に定めた期限より著しく停滞した者

⑷　営業に関し法律上必要とする資格を有していない者

⑸　経営状況が著しく不健全であると認められる者

⑹　建設（建築、電気設備、管、昇降機設備工事）工事の申請者の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成６年建設省告示第1461号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

５　競争参加者の資格及びその審査

資格審査は、独立行政法人雇用・能力開発機構が定める「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出の手引」によって行う。

６　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間

随時の資格認定のときから平成23年５月31日までとする、但し、物品製造等は平成23年３月31日までとする。

⑵　競争参加資格の有効期限の延長

物品製造等の場合

平成22年５月31日までの資格の有効期限を平成23年３月31日まで10ヶ月間延長する。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

神奈川県横浜市中区桜木町１－１－８　独立行政法人雇用・能力開発機構経理部契約課　電話　045（683）1198、1199、1200、1201、1202、1204

９　その他

⑴　会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされていない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から④までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。